

ANNZEN 通信

3号

発行年月日
2023年2月3日
責任者
牧田寿也
編集長
白鳥透

2024年問題

2024年問題とは、2019年4月に施行された働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制が罰則つきで適用されていますが、左記の業種・業務については、上限規制の適用から除外、また経過措置として2024年までは適用が猶予されています。

- ・建設業
 - ・自動車運転業務(物や人を運搬するために自動車を運転する業務)
 - ・研究開発業務
 - ・医療従事している医師
- この猶予期間の終了が2024年3月31日となっていて、以降はすべての業種例外なく適用されます。ここでは、当センターとの関わりが深い2つの業種・業務を取り上げていきたいと思います。

○建設業
月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働を含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

○自動車運転業務
月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年960時間(休日労働を含まない)を限度にする必要があります。

建設業、自動車運転業務において、人材不足になることは現実です。そのため人材確保・育成が急務となります。

人材育成の一つとして仕事に役立つ資格取得があります。当センターではフォークリフト、玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーンなどの技能講習の資格取得、各種特別教育・安全衛生教育が受講できます。

当センターグループのスルガ自動車学校では普通自動車、準中型自動車、大型特殊、普通二種免許、特別教習の取得、無人航空機安全教育センター(SDAC)ではドローン講習の受講ができます。他、プロドライバーの適性診断、既得運転者に向けた安全教育を行っています。

是非、資格取得、講習受講の際には当センター、スルガ自動車学校、SDACをご利用ください。

テールゲートリフターでの荷役作業、特別教育義務化へ

テールゲートリフター(TGL)とは、トラックなどの後部の荷台に装着され、荷物の荷揚げや荷下ろしの際に昇降機として使用されています。

TGLを用いることで精密機械などの安全な荷下ろしやフォークリフトでは運ぶことができない荷物の荷下ろしが可能になることから、流通業界では非常に重宝されている車の部品の一つです。



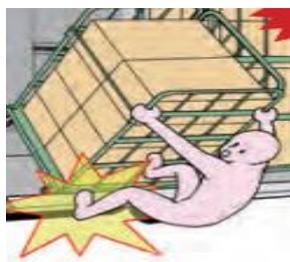
テールゲートリフター

TGLは商品などを積載したロールボックスパレット、ガスボンベなどの運搬に用いられます。

TGLを利用した災害は厚生労働省によると人、荷物がTGLから倒れて転落する災害が65%、昇降板との間に足をはさまれる災害が20%発生しています。

業種別で見ると運輸業が多く、全体の8割近くを占めています。(労働安全衛生総合研究所より)

また、死亡災害例としてはロールボックスパレット移動時にバランスを崩し、作業者が下敷きとなる死亡災害も発生しています。10月、TGLでの荷役作業について特別教育が義務化されます。



当センターでは特別教育の受講に向けて準備中で、早期開講予定です。